

弁当（透明な容器に入れられたもの）

弁当（透明な容器に入れられたもの）

表示例

1 原材料名欄に「おかず」と表示

名 称	幕の内弁当
原材料名	ご飯（国産）、おかず、（一部に小麦・卵・大豆・さけ・えび・鶏肉を含む）
添加物	調味料（アミノ酸等）、pH調整剤、グリシン、着色料（カラメル、カロチノイド、赤102、赤106、紅花黄）、香料、膨張剤、甘味料（甘草）、保存料（ソルビン酸K）
消費期限	28. 4. 1 8時
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇食品株式会社 千葉県柏市〇〇町〇—〇

2 原材料名欄に「その他おかず」と表示

名 称	唐揚げ弁当
原材料名	ご飯、鶏唐揚げ（小麦を含む）、煮物（里芋、人参、ごぼう、その他）（小麦・大豆を含む）、焼鮭、その他おかず（小麦・卵・大豆・えびを含む）／調味料（アミノ酸等）、pH調整剤、グリシン、着色料（アナトー、カロチノイド、赤106、紅花黄）、香料、甘味料（カンゾウ）、保存料（ソルビン酸K）
消費期限	28. 4. 1 15時
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇弁当株式会社 大阪市〇〇町〇—〇

山形県産米使用

義務表示（枠内）

1 名称

幕の内弁当、折詰弁当、のり弁当、とんかつ弁当等その内容を表す一般的な名称を表示。また、弁当としても差し支えない。

2 原材料名

原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称を表示（複合原材料については、その名称の次に括弧を付して、複合原材料を構成する原材料を表示（省略規定あり））。なお、弁当の外部から見て、その原材料がわかるおかずについては、おかず類をまとめて「おかず」又はメインとなるおかずを表示し、これ以外は「その他おかず」、「その他付け合わせ」と簡素化して表示することができる。

(アレルギー)

特定原材料を含むものにあつては、その旨を表示

(遺伝子組換え)

遺伝子組換え農産物を原材料とする加工食品（これを主な原材料とする加工食品を含む）は、遺伝子組換えに関する事項を表示

(原料米の産地)

使用した米穀の産地を次により表示

(1) 一括表示枠内の原材料名欄に表示

(例)「原材料名：ご飯（国産米）」

米トレ

21 弁当、惣菜

(2) 一括表示枠外に表示

(例)「国産米を使用しています。」

「この商品に使用した米の産地情報はホームページアドレス「http://〇〇…」でご確認ください。」

(表示方法の詳細は、Ⅰ巻813頁参照)

3 添加物

添加物に占める重量の割合の高いものから順に、次により表示。ただし、事項欄を設けずに、2の原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

(1) 基準別表第6に掲げるものとして使用される添加物にあつては、物質名及びその用途名を表示

(2) (1)以外の添加物にあつては、物質名を表示（一括名をもって表示することもできる）

(3) 栄養強化の目的で使用される添加物、加工助剤及びキャリアーオーバーにあつては、省略することができる。

(アレルギー)

特定原材料に由来する添加物にあつては、その旨を表示

4 内容量

グラム(g) 1食 1人前 等。ただし、内容量を外見上容易に識別できるものについては、省略することができる。

5 消費期限

年月日により表示。

なお、必要に応じて時間まで表示する。

衛生規

6 保存方法

「要冷蔵(10℃以下で保存)」、「10℃以下で保存」等と表示。また、温度以外の保存の条件がある場合は、「直射日光及び高温多湿を避けて保存」等取扱いに必要な事項を表示

衛生規

7 食品関連事業者

(1) 表示責任者の氏名又は名称及び住所を表示

(製造所等)

(2) 製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称を(1)に近接して表示（固有記号をもって表示することもできる）。ただし、(1)の表示責任者と同一の場合は、省略することができる。

義務表示 (枠外)

製品の温度管理等の取扱いについて、販売業者に対し周知徹底する必要がある場合は、製造業者において説明書等を作成し、又は外包装に「要冷蔵」若しくは「10℃以下で保存する」等と表示すること。

衛生規

栄養表示

1 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量))の量及び熱量を表示